

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
1	入札説明書	17	第3章	3	(2)	イ	(7)	c	各業務を行う者の要件	プラントと建築物等の建設を共同企業体(分担施工方式)とする場合は、それぞれの監理技術者及び現場代理人をそれぞれの工事期間に専任配置すればよいと理解してよろしいでしょうか。	監理技術者については、ご理解のとおりです。監理技術者の専任については、質問回答No.2も参照してください。現場代理人については、共同企業体の有無に関係なく、工事着工から設計・建設業務期間終了まで常に1名を現場に配置するものとし、要件等については要求水準書に示すとおりとします。	6/5
2	入札説明書	17	第3章	3	(2)	イ	(7)	c	各業務を行う者の要件	「建設業法(昭和24年法律第100号)における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。」とありますが、監理技術者の専任は仮設工事を含む現地工事着手時点からとし、現場施工に着手するまでの期間は専任を免除されるものと理解してよろしいでしょうか。	契約工期にわたり同一の監理技術者を選任してください。ただし、契約締結から現場着手までの期間の専任は、要しません。	6/5
3	様式集	様式3-1	入札参加資格審査申請書							構成企業を記載する表の通し番号は、同一企業であっても役割が異なる場合は異なる番号を振るものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/5
4	様式集	様式3-2	応募者の構成						本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件	本施設の建築物等の建設業務を共同企業体で行う場合、共同企業体名を記載すればよろしいでしょうか。あるいは共同企業体の構成員となる各企業をそれぞれ用紙を分けて記入すればよろしいでしょうか。また前者の場合は共同企業体協定書の提示が必要となるのでしょうか。	共同企業体の構成員となる各企業を用紙を分けて記入してください。	6/5
5	様式集	様式3-2	応募者の構成						本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件	本施設の建築物等の建設業務を共同企業体で行う場合、共通の入札参加資格要件の添付資料は共同企業体全社分を添付し、当該業務を行う者の入札参加資格要件は該当する企業分のみを添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/5
6	様式集	様式3-4①	入札参加資格要件確認書 その1						1. 共通の入札参加資格要件	添付資料として、企業単体の貸借対照表及び損益計算書(直近3期分)の提出がございしますが、平成30年度(2018年度)分の貸借対照表及び損益計算書の公表が令和元年(2019年)6月末となっており、入札参加資格審査書類受付期限までに間に合いません。そのため、直近3期分の貸借対照表及び損益計算書は、発行可能な直近3期分(平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)まで)の提出でよろしいでしょうか。平成30年度(2018年度)の貸借対照表及び損益計算書を提出する必要がある場合は公表次第、提出させていただきます。	ご質問の状況の場合、入札参加資格審査書類としての提出は、入札参加資格審査に関する提出書類の提出時点で発行可能な直近3期分(平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)まで)の提出で構いません。平成30年度(2018年度)の貸借対照表及び損益計算書については、提出が可能になった時点で、提出してください。	6/5
7	様式集	様式3-4	入札参加資格要件確認書 その1						1. 共通の入札参加資格要件	各種納税証明書(法人税・法人住民税・法人事業税・消費税)に「(直近の事業年度)」とありますが、平成29年度(2017年度)の納税証明書を提出すればよいと理解してよろしいでしょうか(平成30年度(2018年度)の納税証明書については、税務署の手続きの都合上、令和元年(2019年)7月末以降に発行予定であるため)。平成30年度(2018年度)の納税証明書を提出する必要がある場合は、税務署による手続きが完了次第、提出させていただきます。	ご質問の状況の場合、入札参加資格審査書類としての提出は、入札参加資格審査に関する提出書類の提出時点で発行可能な平成29年度(2017年度)の納税証明書を提出いただければ結構です。平成30年度(2018年度)の納税証明書については、提出が可能になった時点で、提出してください。	6/5

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問等の内容	回答	回答日
8	様式集	様式 3-4	入札参加資格要件確認書 その1	1. 共通の入札参加資格要件	法人税及び消費税納税証明書については、未納の税額がないことの証明（「その3の3」（消費税及地方消費税と法人税））を提出することで要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/5
9	様式集	様式 3-4	入札参加資格要件確認書 その1	1. 共通の入札参加資格要件	応募企業のうち、1企業が複数の業務に関して参加資格申請を行う場合、「1. 共通の入札参加資格要件」の添付資料は、兼任する業務の数だけ必要ではなく、1企業につき一式を添付することで要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/5
10	様式集	様式 3-4	入札参加資格要件確認書 その1 (③本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件)	2. 当該業務を行う者の入札参加資格要件	「③市内に本社があることを証明する書類」は、登記事項証明書を添付するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/5
11	様式集	様式 3-4 ④	入札参加資格要件確認書 その1 (④本施設の運営業務を行う者の要件)	1. 共通の入札参加資格要件	構成企業に会社法で定める親会社・子会社の関係の企業を含む場合、親会社が連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）を提出すればよいものと理解してよろしいでしょうか。	「連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）」については、ご理解のとおりです。「①会社概要（パンフレット等）」～「⑥企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）」については、運営業務を行う該当企業の分を別途提出してください。	6/5
12	様式集	様式 3-4 ①～④ 様式 3-5 様式 3-6	入札参加資格要件確認書 その1～3	添付資料	各要件確認書の添付資料は、各様式の後ろに該当する添付資料をそれぞれ添付するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/5
13	様式集	様式 3-4 ①～④ 様式 3-5 様式 3-6	入札参加資格要件確認書 その1～3	添付資料	同一の添付資料を複数の様式に添付する場合、同一資料であることを各様式余白に記載するとともに、添付資料の参照先を記載することで2回目以降の添付を省略してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/5
14	様式集	様式 3-5	入札参加資格要件確認書 その2	受注実績を証明する契約書の鑑の写し	各実績を証明するため契約書の写し等を添付することとありますが、契約書等の社名等が現在と異なる場合には、該当する構成企業の会社登記簿謄本、またはプレスリリース等の写しを添付するものと考えてよろしいでしょうか。	契約書等の社名等が現在と異なる場合には、当該実績を現在の社名が有していることを証明できる書類（会社登記簿謄本の写し等）を添付してください。	6/5
15	様式集	様式 3-5	入札参加資格要件確認書 その2	-	実績証明の添付資料として、注釈「※「設計・建設の受注実績を証明する契約書の鑑の写し」を添付してください。」とありますが、契約先との守秘義務に関連する情報は、ブランクまたは黒塗りでの提出でよろしいでしょうか。	契約先との守秘義務等によって開示できない情報については、ブランクとせず、黒塗りを施したうえで提出してください。	6/5

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問等の内容	回答	回答日
16	様式集	様式 3-5	入札参加資格要件確認書 その2							-	実績証明の添付資料として、注釈「※施設概要が分かる仕様書等の写しを添付してください。」とありますが、添付する仕様書については、本様式に記載している内容や施設概要等が確認できる箇所を抜粋したものを提出すればよいものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/5
17	様式集	様式 3-6	入札参加資格要件確認書 その3							1. 配置予定者の資格及び現場総括責任者としての業務経験	入札参加資格申請から運営事業開始まで長期間にわたるため、配置予定者本人の諸事情等により配置ができなくなる懸念が懸念されます。つきましては配置予定者は、やむを得ない場合、「入札説明書 P.17 第3章 3 (2) イ (エ) b」に記載されている要件を満たす条件で、変更可能と理解してよろしいでしょうか。	入札参加資格審査においては、入札参加資格の確認時点で該当する配置予定者を確認するものであるため、やむを得ない事情で組合が認める場合は、ご理解のとおりです。ただし、入札説明書に記載されている要件を満たすことに加え、事業提案書で当該配置予定者の経歴等を記載した場合には、原則、当該内容と同等以上の経歴等を有していることが条件となります。	6/5
18	提出書類の作成要領	5	2	(3)	ア				入札参加資格審査に関する提出書類	添付資料についてもA4縦長左綴じで片面印刷するものと理解してよろしいでしょうか。	提出書類については、A4縦長左綴じで両面印刷でも可とします。	6/5	
19	-								実施方針等に関する質問等に対する回答	実施方針等に関する質問等に対する回答（平成31年2月18日）は、本入札公告においても有効であると理解してよろしいでしょうか。	本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、入札説明書等及びこれらに関する質問回答により実施するため、実施方針等に関する質問等に対する回答（平成31年2月18日）は有効ではありません。なお、実施方針等に関する質問等に関する回答（平成31年2月18日）の内容に基づき、入札説明書等の作成を行っております。	6/27	
20	入札説明書	24	第6章	4	(1)				特別目的会社の設立	「運営事業者の本店所在地は、建設予定地と同一市内とすること。なお、本施設所在地を特別目的会社本店所在地として登記することはできない。」とありますが、貴組合の財政負担軽減の観点より、運営事業者の本店所在地を本施設内に置くことをお認め頂けませんでしょうか（運営事業者の本店を運営開始時より、本施設内に登記可能として頂くことで、事業費削減による貴組合の財政負担の軽減に繋がると考えます。）。	入札説明書に記載のとおりとします。	6/27	
21	入札説明書 添付資料-4	10	8	(3)					組合による両市内発注金額達成状況の確認	「提案両市内発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。」とありますが、各種作業の実施時期の見直しに伴う両市内発注金額の変更も該当すると考えてよろしいでしょうか。もしくは実施時期見直しに伴う両市内発注金額の変更は次年度への繰り越しを認めて頂きますようお願い致します。	各種作業の実施時期の見直しが運営事業者の責めに帰すことのできない事由によるものであり、それを運営事業者が明らかにした場合には変更は該当するものと想定しており、当該年度における提案両市内発注金額の一部を次年度以降に繰り越しを認めることとします。ただし、運営期間全体での提案両市内発注金額の未達は認めないこととします。	6/27	
22	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	ケ		工事計画	ごみピット部残置物等の埋戻しは良質土にて十分な転圧が行われていると考えてよろしいでしょうか。	ごみピット部残置物等の埋戻しについては知多市が実施しており、知多市に確認したところ、埋戻しの具体的な状況については確認できませんでした。必要に応じて、事業者において調査を実施してください。	6/27	

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
23	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	ケ		工事計画	添付資料-2「旧知多市清掃センター残置物」の図面の提示がありますが、平面、断面図上での基準ポイントが不明です。添付資料-2の図面と添付資料-11の測量図間で整合する基準ポイント(平面位置、高さ)をご教示願います。	添付資料-2「旧知多市清掃センター残置物」に新たな資料を追加します。追加資料において不足する部分については、必要に応じて、事業者において調査を実施してください。	6/27
24	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	ケ		工事計画	旧知多市清掃センターの地下構造物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けず、全量撤去・処分する必要はないと理解してよろしいでしょうか。また「支持杭等を発見し、解体・撤去を行わない場合、当該支持杭等の座標管理を行うとともに、組合に報告すること」とありますが、支持杭やピット底盤などを残置する可能性があることに関して、関係諸官庁との協議・調整は完了していると理解してよろしいでしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。後段の質問については、旧知多市清掃センターの解体は知多市が実施しており、知多市に確認したところ、解体当時に支持杭やピット底盤などを残置することに関する関係諸官庁との協議・調整を実施したかは確認できませんでした。	6/27
25	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	5	第1章	第1節	5	(2)	ア		気温	気象条件で最高39.2℃、最低-6.3℃とありますが、空調熱負荷算出時の設計外気温は『国土交通省大臣官房庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準 平成30年版』の「設計用屋外条件」による名古屋の条件(夏期:36.1℃、冬期:0.5℃)を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、最低限の仕様と考え、近年の気候変動も踏まえてご提案ください。詳細は、契約締結後の実施設計協議時に決定します。なお、契約締結後の設計協議時には平成31年版が確認できますので、平成31年版も確認のうえで協議するものとします。	6/27
26	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	6	第1章	第1節	5	(3)	エ オ		建ぺい率 容積率	本事業で行う建築申請は増築申請となると考えます。建ぺい率、容積率の確認のため既存施設(工場棟・車庫・物置・計量棟など)の建築面積、延床面積を提示して下さい。	既存施設の建築面積の合計は6,369.53㎡、延床面積の合計は11,881.22㎡です。なお、各施設の詳細については、契約締結後、建設事業者に提示します。	6/27
27	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	7	第1章	第1節	5	(6)	エ		雨水	再利用できない雨水については、市道に埋設されている既設雨水管を経由し、公共用水域(海域)へ放流する。との記述がございますが、雨水の排水量について、制限等がございましたらご教示下さい。	雨水の排水量の制限等については、知多市の所管となり、知多市土木課に確認したところ、具体的な排水量を提示することで確認が可能との回答を得ております。	6/27
28	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	10	第1章	第2節	2	(3)	ア		ごみ等の搬入出	「非常時(災害時等により、輸送経路に支障が生じる場合等)には24tセミトレーラーの使用を想定している。」とありますが、セミトレーラーとは、同頁の「(イ)搬出車両 a 焼却主灰」に示される24tセミトレーラーのことを指していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/27
29	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	11	第1章	第2節	2	(4)	カ	表1-6	灰出し設備	焼却飛灰は、乾燥状態、薬剤処理のどちらでも可能なように切り替えられるようご指示があります。本入札の維持管理費の算出に当たっては、薬剤処理を行う前提で費用計上するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/27
30	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	12	第1章	第2節	2	(5)	イ		場内余熱利用	蒸気及び温水供給による余熱利用を行うとありますが、給湯設備については電気式を採用としてもよろしいでしょうか。	給湯設備について、電気式を採用しても構いません。	6/27

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
31	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	18	第1章	第3節	2	(1)			騒音対策	本頁の他、各所に騒音対策を施すようご指示がありますが、要求水準書17頁の騒音基準を遵守することを前提に、各所に対して必要に応じて騒音対策を施すものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載している内容は遵守してください。管理諸室内の騒音については、「建築物の遮音設計基準と設計指針 第二版(日本建築学会編)」に基づく騒音等級3級を遵守するものとしてください。詳細は、修正する要求水準書を参照してください。	6/27
32	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	21	第1章	第4節	1	(2)			地震対策	重要機器(プラント、計電、建築設備)及び重要水槽の設計は「建築設備耐震設計・施工指針」における「特定施設」、耐震Sクラスとして設計すること。対象機器及び重要水槽は組合と協議の上決定するとありますが、貴組合の考えている対象機器及び対象水槽についてご教示願います。 また建築設備は甲類とありますが、これは設備機器類の耐震性を要求するものであり、ライフライン(電力、通信、給排水等)の途絶に備えた機能を求めるものではないと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問について、重要機器及び重要水槽は、「建築設備耐震設計・施工指針」の内容に加え、当該機器が故障及び当該水槽が損傷した場合に、炉停止に直結するものを対象として想定しております。 後段の質問については、建築設備の甲類として設備機器類の耐震性を要求するとともに、甲類として必要な各種検討等を実施してください。なお、ライフラインの途絶に備えた機能については、要求水準書の本項目以外にも記載事項がありますので、それらの内容は満たすものとしてください。	6/27
33	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	28	第1章	第4節	2	(2)	イ	(7)	現場管理	「現場代理人は、・・・建設事業者から選出すること」とあります。 土木建築工事とプラント工事の2社にて乙型JVを構成する場合、該当する施工期間において、構成会社より配置できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の状況の場合、現場代理人は土木建築工事とプラント工事の2社いずれからの選出も可能です。ただし、工事の段階に応じて適切な時期に適切な人材を選出してください。また、現場代理人を交代する場合には事前に組合の承諾が必要になります。	6/27
34	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	28	第1章	第4節	2	(2)	イ	(7)	現場管理	「現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格(1級施工管理技士及び監理技術者)を有するもの」とありますが、1級施工管理技士若しくは監理技術者のどちらか一方でも可と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。	6/27
35	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	29	第1章	第4節	2	(4)	ウ		構造設計担当者による管理	ごみピット配筋開始から鉄骨建方完了まで、構造設計担当者が施工図・工作図の確認を行い、配筋自主検査及び鉄骨製品自主検査を適切に行うこととありますが、各図の確認、現場品質の自主検査の方法について、構造設計担当者による現場常駐管理を前提とするものではなく、その管理方法については別途協議のうえ決定されるものとさせていただきます。	ご理解のとおり、現場常駐監理を前提とするものではありません。ただし、ごみピット配筋開始から鉄骨建方完了までは、構造設計担当者の迅速な対応が必要になると考えます。施工図・工作図の確認方法、配筋自主検査及び鉄骨製品自主検査の方法は、建設事業者と組合の協議により決定します。	6/27
36	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	30	第1章	第4節	2	(5)	ウ		残存工作物	要求水準書及び添付資料等からでは想定できない残存工作物が発見された場合には、全体工程及び撤去処分に掛かる費用について、別途協議頂けるとの考えでよろしいでしょうか。	ご質問の状況の場合の対応は、建設工事請負契約書第38条等に記載のとおりですが、具体的な対応については建設事業者と組合が協議するものとしてします。	6/27
37	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	30	第1章	第4節	2	(5)	ウ		残存工作物	埋設構造物を撤去した際、コンクリート構造物は場内で鉄筋とコンクリートを分別し場外搬出しますが、コンクリート殻を砕石材に利用できるよう破碎し、砕石材として再生利用する事は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等は遵守してください。また、コンクリート殻を破碎する際の騒音等の公害については、知多市清掃センターを利用する直接搬入者、仮設管理棟で従事する知多市職員等への配慮を前提とします。	6/27
38	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	30	第1章	第4節	2	(5)	キ	(4)	警備員の配置	車両の出入りに当たっては、工事期間中に警備員を配置し、行き先案内を行うこと。との記述がございますが、作業日には必ず1名以上を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、警備員の配置計画については、組合の承諾を得ることとします。	6/27

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
39	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	32	第1章	第4節	2	(5)	ス		作業日及び作業時間	「作業日は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日とする」とありますが、提示いただいている工期(47ヶ月)は週休2日制が考慮されていないものと推測されます。一方で「合理的な理由がある場合には、組合の承諾を得ることで、上記の日時以外に行うことも可能とする」とあることから、工期遵守のためにも、土曜日等の休日作業について柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。	設計・建設期間は、週休2日制を考慮しています。要求水準書に記載のとおり、合理的な理由がある場合について、組合の承諾を得た場合は土曜日等の休日作業も認めます。	6/27
40	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	49	第1章	第12節	1				関係法令の遵守	工場立地法の変更届は別途と考えていいでしょうか。事業者にて行う場合、既存の申請書をご提示の程お願いします。	仮設管理棟の整備に関する工場立地法の届出については、知多市の所管となります。西知多クリーンセンターの建設に関する工場立地法の届出については、新設届が必要となり、この新設届は事業者にて実施してください。	6/27
41	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	49	第1章	第12節	2				許認可申請	今回事業の事業主は、西知多医療厚生組合 殿ですが、工事着手前に提出が必要な申請書は「民間工事扱いの確認申請」、「公共工事扱いの計画通知」のどちらに該当するのかご教示をお願いします。	今回の事業については、確認申請の手続きとなります。	6/27
42	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	49	第1章	第12節	2				許認可申請	上記申請の敷地設定は、要求水準書添付資料-1「事業実施区域」の区域と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/27
43	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	49	第1章	第12節	2				許認可申請	上記敷地設定の場合、仮使用承認申請が必要となる可能性があるため、工事中稼働する既存工場や、計量棟等の申請敷地内のすべての建築物の確認申請書(計画通知)、検査済証、申請書に添付している図面等をご提示の程お願いします。	ご質問の内容については、契約締結後、建設事業者に提示します。	6/27
44	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	49	第1章	第12節	2				許認可申請	許認可申請にかかる申請手数料(建築確認申請の確認検査機関へ振り込む申請手数料)等は、見積りの段階では不確定であるため、別途見積させていただくものと考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請の確認検査機関へ振り込む申請手数料を含め、許認可申請にかかる申請手数料は、本業務範囲に含まれるものとします。	6/27
45	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	54	第2章	第1節	8				台風対策	「各建物及び各設備は、台風による被害が最小限となる仕様とすること。また、安全対策を十分なものとすること。」とありますが、耐風圧の再現期間や最大降雨量等の具体的な基準を提示願います。	耐風圧の再現期間は、建築基準法及び日本建築学会の建築物荷重指針に基づき、契約締結後の設計協議により決定するものとします。最大降雨量については、平成12年9月の東海豪雨と同程度とお考えください。	6/27
46	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	54	第2章	第1節	9				高潮対策	「愛知県において高潮浸水想定の見直しを実施された場合には、最新の情報を用いて対策を講ずること。」とありますが、入札公告の公表後に高潮浸水想定が見直され、施設計画の変更が必要となった場合は、工期及び費用について別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	合理的な工期延長及び費用追加が発生した場合は、別途協議するものとします。	6/27

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
47	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	54	第2章	第1節	10				液状化対策	液状化対策としては、液状化が発生すること自体は許容し、液状化が発生した場合に建築物及び構造物を支持する杭が問題ないことを確認するものとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、「ごみ処理機能を継続できる施設」とすることを目的として、建築物及び構造物を支持する杭だけでなく、建築設備への対策等も含まれます。	6/27
48	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	54	第2章	第1節	10				液状化対策	「建築物及び構造物の設置区域を液状化の対策範囲」とありますが、外構（来場者駐車場や周回道路等）は、液状化対策工事の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、質問回答No. 47も参照してください。	6/27
49	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	55	第2章	第1節	15				電波障害	電波障害の調査、対策は事業者負担となっていますが、障害が生じた場合の対策についてCATVの機器設置、加入費の負担のみと考えてよろしいでしょうか。	電波障害においては、障害の発生を防止することを第一の目的としてください。 ただし、短期的な障害や供用時の障害については別途協議するものとします。	6/27
50	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	57	第2章	第2節	1	(5)	テ		ごみ計量機 特記事項	「高潮対策を講ずること。」とありますが、ごみ計量機を浸水想定高さ（T.P. 5.6m）以上に設置することは、現況地盤高さを考えると、前後に長いスロープを設置することになり、また工場棟設置可能区域境界線上の道路に段差が生じる可能性があります。 つきましては、計量機のロードセルを防水仕様とする等の対策を講じることを前提に、ごみ計量機を浸水想定高さより低い位置に設置する計画としてよろしいでしょうか。	原則、ごみ計量機を浸水想定高さ（T.P. 5.6m）を超える位置に設置することとしますが、高潮解消後に、直ちに施設が正常に稼働できることを前提として、ご提案を認めます。	6/27
51	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	58	第2章	第2節	2	(5)	チ		プラットフォーム（2階） 特記事項	「プラットフォームへの進入、退出はランプウェイ方式を採用し、勾配は10%以下とすること。」とありますが、最大勾配10%以下と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/27
52	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	61	第2章	第2節	6	(3)	オ		ごみ投入扉及びダンピングボックス 材質 ダンピングボックス扉	シャッターを採用する場合の厚みは、シャッターメーカーの標準厚を採用するものとしてよろしいでしょうか。	シャッターを採用する場合の厚みは要求水準書に記載のとおりとしますが、開閉時間はご提案によるものとします。詳細は、修正する要求水準書を参照してください。	6/27
53	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	81	第2章	第4節	2	(5)	エ		給じん装置 特記事項	「落じんがなく」との記載がありますが、全く落じんを無くすことは困難なため、極力無くすという意味で捉えてよろしいでしょうか。	落じんの発生を極力無くす対策を講じた場合のみ、ご理解のとおりです。	6/27
54	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	82	第2章	第4節	4	(2)			炉駆動用油圧装置 数量	数量が2ユニットとありますが、ポンプを1炉1基+常用予備の3基とすることで、これを1ユニットとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。	6/27
55	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	86	第2章	第5節	1	(1)	ウ	(ク)	ボイラ 材質 過熱器	実施方針時の質問回答No. 49にて、過熱器の部位に応じた適正な材質を選定する提案は、「（SUS310と）同等品以上範囲でご提案を認めます」との回答がございました。 ガス温度の低い部分は、30年間の維持管理費低減を考慮した上で、STB材の採用も含めた提案が可と考えてよろしいでしょうか。	ガス温度に応じて、STB材、SUS310等を使い分ける提案も認めます。詳細は、修正する要求水準書を参照してください。	6/27

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
56	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	93	第2章	第5節	8	(1)			蒸気だめ 高圧蒸気だめ	高圧蒸気だめを性能上問題ないことを前提に、配管構造（過熱蒸気配管の一部）としてよろしいでしょうか。これにより、高圧蒸気だめを圧力容器ではなく配管と見なすことができ、圧力容器とした場合に必要な法定検査を不要とすることができます。	ご提案を認めます。詳細は、修正する要求水準書を参照してください。	6/27
57	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	114	第2章	第8節	8	(5)	キ		煙突 特記事項	外筒頂部まで手摺付き階段を設置とありますが、外筒内部の最上段点検歩廊からはタラップと点検ハッチにて頂部へ出る構造とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。詳細は、修正する要求水準書を参照してください。	6/27
58	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	116	第2章	第9節	1	(5)	カ		落じんコンベヤ 特記事項	「コンベヤ摺動部にはライナープレートを張り付けるほか、ライナープレートは容易に交換できる構造とすること」とありますが、コンベヤ摺動部の摩耗対策については、ライフサイクルコストの観点から建設事業者による提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。 (焼却主灰押出装置、焼却主灰搬送コンベヤ、焼却飛灰搬送コンベヤも同様です)	コンベヤ摺動部の摩耗対策については、ライナープレートに限らず、30年以上使用する前提での対策を認めるものとします。詳細は、修正する要求水準書を参照してください。	6/27
59	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	122	第2章	第9節	8	(1)	イ		飛灰処理物貯留・搬出 設備 飛灰処理物バンカ 数量	数量が2基以上とありますが、必要容量を確保した上で、バンカ内に中仕切りを設け、片側ずつの排出が可能とし、事実上2基の運用とすることで、数量を1基としてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。	6/27
60	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	124	第2章	第10節	1	(1) (2)			給水設備 共通事項	上水と工業用水の分岐工事は既設工場棟のオーバーホール等の時期に合わせて行えるものと考えてよいでしょうか。	上水及び工業用水の分岐工事について、ご理解のとおりですが、詳細な時期については別途協議するものとします。	6/27
61	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	125	第2章	第10節	2	(1)	表2-2		水槽類 水槽類仕様一覧	必要容量を確保した上で、防火水槽とプラント用水受水槽の兼用は可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。ただし、契約締結後に、消防との協議により認められた場合は、兼用可能とします。	6/27
62	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	132	第2章	第12節	2	(6)	カ		電気方式 特記事項	屋外に設置する盤類の主要材質はSUSとすることとありますが、C-GISは、メーカー標準の屋外仕様である鋼板製（板厚3.2mm以上）重耐塩塗装仕様でよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。詳細は、修正する要求水準書を参照してください。	6/27
63	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	141	第2章	第12節	10	(1)	オ	(オ)	非常用発電機 原動機 特記事項	「（ピークカットや常用発電としての活用を行う場合は）第1章 第3節 1 (1) 排ガスに示した排ガス基準値を遵守すること」とありますが、第1章 第2節 2 (6) ウに示される一酸化炭素濃度についても規制値遵守の対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、修正する要求水準書を参照してください。	6/27
64	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	162	第3章	第1節	3	(1)	イ	(イ)	施設配置計画 土地利用計画 造成計画	建設事業者が実施する土壌汚染対策としては、掘削土の全量場外処分のみであり、今後、諸官庁の指導等により追加対策（遮水壁の設置等）が必要となった場合には、工期及び費用について別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、諸官庁の指導等により、工事に伴い必要となる環境モニタリングについては、事業者の業務範囲に含むものとします。	6/27

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
65	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	162	第3章	第1節	3	(2)	イ	(イ)	施設配置計画 動線計画 構内道路計画	本工事期間中、既存施設への一般市民の見学は実施しないと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/27
66	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	166	第3章	第2節	2	(2)	イ	(イ)	g 各施設計画 工場棟計画 諸室計画 炉室	炉室には換気モニターを設けとありますが、炉室の換気種別は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、機械換気が前提となります。そのうえで、換気種別は、事業者提案によります。	6/27
67	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	171	第3章	第2節	2	(3)	イ	(ウ)	各施設計画 管理諸室計画 諸室計画 什器備品等 研修室 什器備品等	イスについて100脚程度設けるとありますが、机(3人掛け)の台数が17台程度であり、イスは51脚程度納入するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、イスは100脚程度設けてください。机を使用せずにイスのみで対応することも想定しております。	6/27
68	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	176	第3章	第2節	4	(1)	エ		構造計画 基本方針	「地下構造物の底部及び側面の全面に外防水を施す」とありますが、底部の外防水は捨コン上に塗布防水を施す程度のものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/27
69	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	178	第3章	第2節	4	(3)	カ		構造計画 基礎構造 マスコンクリート	マスコンクリート部分は低熱セメント又は中庸熱セメントを極力使用することとありますが、ひび割れ解析に基づきセメント仕様を決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ひび割れ解析に基づき、セメント仕様を決定するものと考えて構いませんが、原則として、低熱セメント又は中庸熱セメントを利用できるセメント工場が近隣に存在する場合には、低熱セメント又は中庸熱セメントを利用するものとします。	6/27
70	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	184	第3章	第3節	2	(2)	イ		外構工事 駐車場工事	「構内道路から駐車場への出入り口は、搬入出車両動線及びメンテナンス車両動線とは別に設けること」とありますが、該当するのは来場者駐車場と考えてよろしいでしょうか。従業員駐車場は工場棟設置可能区域に設ける必要があるため、搬入出車両動線及びメンテナンス車両動線との分離は困難と考えます。	ご理解のとおりです。	6/27
71	要求水準書 第II編 運営業 務編	3	第1章	第1節	4	(7)			組合及び両市の業務範囲	要求水準書第I編P.172に記載の打合せ室など、貴組合が使用する範囲における電話・通信費は、貴組合にて費用負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。また、上記費用が事業者の範囲となる場合は、応募者間の見積条件の公平性を確保するため、本事業で見込むべき電話・通信の使用料をご教示願います。	電話・通信費は、組合が使用する範囲を含めて全て事業者の負担とします。なお、組合は、定期的な運営モニタリング等での施設利用を想定しており、施設への常駐は予定しておりません。本事業で見込むべき電話・通信費は、この前提に基づき、事業者にて設定してください。	6/27
72	要求水準書 第II編 運営業 務編	9	第1章	第3節	19				公害防止協定	「組合は、運営業務の開始までに…公害防止協定を締結する予定であるため、運営事業者はこれに協力すること。また、運営事業者は、公害防止協定の内容を遵守すること。」とありますが、公害防止協定の内容については、原則として要求水準書の範囲内という理解でよろしいでしょうか。要求水準書の内容から逸脱する場合は、別途協議させていただきますようお願い致します。	ご理解のとおりです。	6/27

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
73	要求水準書 第Ⅱ編 運営業 務編	14	第3章	第2節	1	(5)		受付管理	「直接搬入者に対しては、出口計量機での計量時手数料徴収を行うことを基本とするが、詳細については組合と協議のうえ、決定する。」について、後納制度の有無をご教示願います。 後納制度がある場合、後納制度対象者の選定権は貴組合に帰属することにより、債権保全・債権回収については運営事業者は責任を負いかねます。従いまして、後納分の請求及び収受については貴組合の業務範囲として頂きますようお願い致します。	後納制度について、現時点では後納制度を設ける予定で す。 後納分の請求及び収受については、本組合の業務範囲と します。	6/27	
74	要求水準書 第Ⅱ編 運営業 務編	14	第3章	第2節	1	(8)		受付管理	多量持込は2階へ、少量持込は1階へ誘導するとありますが、パッカー車や荷台付き車両（軽トラック含む）での搬入は多量持ち込み、自家用車での搬入は少量持ち込みとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、搬入者の安全確保や渋滞 時には柔軟な対応をお願いします。	6/27	
75	要求水準書 第Ⅱ編 運営業 務編	14	第3章	第2節	4			ごみ処分手数料の徴収 など	「組合が定める方法」とありますが、現金徴収以外の方法があればご教示願います。	現時点において、現金徴収以外の方法の想定はありませ ん。ただし、将来の社会情勢に応じて、現金徴収以外の 方法の可能性を完全に否定するものではありません。	6/27	
76	要求水準書 第Ⅱ編 運営業 務編	15	第3章	第2節	5	(2)		受付 利用時間	受付時間は午前9：00～午後4：00とありますが、既存施設と同様、昼休みの時間帯を設けるものとしてよろしいでしょうか。その場合、昼休みの時間帯をご教示願います。	受付時間について、既存施設とは異なり、昼休みの時間 帯は設けず、午前9：00～午後4：00としてください。な お、受付の職員の方が昼休みを取ることにについては差し 支えありませんが、午前9：00～午後4：00は常に受付が 可能な状態としてください。	6/27	
77	要求水準書 第Ⅱ編 運営業 務編	16	第3章	第10節	(2)			処理生成物の搬出	「運営事業者は、処理対象物から選別された有価物…適正に管理、保管し、資源化業者に引き渡すこと。なお、有価物の…契約すること。」とありますが、有価物については、選別された段階で所有権が貴組合から運営事業者へ移転されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/27	
78	要求水準書 第Ⅱ編 運営業 務編	24	第5章	第2節	表5-1			業務期間中の測定項目	「作業環境 ダイオキシン類濃度」について、2回目以降のダイオキシン類濃度測定に関しては、環境省「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」に基づくD値を用いた測定でもよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、環境省「廃棄物焼却施設 内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策につい て」に基づき、作業場の施設、設備、作業工程又は作業 方法について大幅な変更を行った場合はD値を再度求め て下さい。	6/27	
79	要求水準書 添付資料－8							搬入車両台数実績	添付資料－8「搬入車両台数実績」の、東海市清掃センターの直接搬入の内訳として「事業所」とありますが、この「事業所」の処理対象物の種類と搬入車両の種別をご教示願います。	東海市清掃センターの直接搬入の内訳にある「事業所」 の処理対象物の種類は紙くず、食品残さ等の事業系一般 廃棄物であり、搬入車両の種別はトラック、ワンボック ス等です。	6/27	
80	要求水準書 添付資料－8							搬入車両台数実績	添付資料－8に示されている「直接搬入」は、本事業においても引き続き「直接搬入車」として本施設に搬入されるものと理解してよろしいでしょうか。収集体系の変更等により当時から加減があればご教示願います。	ご理解のとおりです。	6/27	

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問等の内容	回答	回答日	
81	要求水準書 添付資料-8				搬入車両台数実績	少量持込の直接搬入車をプラットホーム1階に誘導とありますが、添付資料-8の「直接搬入」の車両台数実績のうち、1階に誘導すべき車両台数、または割合をご教示願います。	添付資料-8の「直接搬入」の車両台数実績のうち、1階に誘導すべき車両台数、または割合の設定は、応募者の提案によるものとします。	6/27
82	要求水準書 添付資料-8				搬入車両台数実績	東海市清掃センターの搬入車両実績について、不燃ごみ搬入車両台数は、ごみ収集車台数に含まれており、内訳の台数は不明との理解でよろしいでしょうか。 もし、不燃ごみ搬入車の台数が分かりましたら、不燃ごみの時間帯別及び月別搬入台数実績をご教示願います。	東海市清掃センターの搬入車両実績について、不燃ごみの搬入車両台数は、ごみ収集車及び直接搬入車の一般に含まれています。 不燃ごみ搬入車の台数については、一部集計している実績を添付資料-8「搬入車両台数実績」に追加しましたので、ご確認ください。	6/27
83	要求水準書 添付資料-13	E-08 E-09			仮設管理棟実施設計図 インフラ切り替え	仮設管理棟への各種配線について、仮設用の電柱、盤は撤去、既設工場棟内の配線は天井内に残置としてよろしいでしょうか。	仮設用の電柱、盤は仮設管理棟が機能するうえで必要な期間設置し、仮設管理棟撤去に伴い撤去してください。 また、インフラ切り替えに伴い発生する既存工場棟内の不要な配線も撤去してください。	6/27
84	要求水準書 添付資料-13	M-08			仮設管理棟実施設計図 衛生設備 配置図	仮設管理棟への給水ルートは計画に合わせて、適宜ルートを変更してもよろしいでしょうか。	仮設管理棟の運営に支障が出ないよう、事業者自らの費用負担と責任において変更案を組合が承諾した場合には可能とします。	6/27
85	様式集	様式 6-3	2		設計仕様書	様式6-4にて設計仕様書を作成しますが、様式6-4と兼ねることが可能なのか、もしくは様式6-4とは別に提案設計資料として作成する必要があるのかご教示願います。	様式6-4とは別に提案設計資料として作成してください。その際、様式6-4との整合性を図ってください。	6/27
86	様式集	様式 7-4	ウ	地域貢献	両市内企業への発注予定額	両市内企業への発注予定額と企業名及び発注内容の表につきまして、「本店所在地が両市内」の枠と「本店所在地が両市以外」の枠がありますが、それぞれどのような評価がなされるのでしょうか。評価の算出方法についてご教示願います。	両市内企業への発注金額等については、本店が両市内に所在する企業を重視して評価します。 なお、評価項目「地域貢献（地元企業への発注及び地元採用）」は、両市内企業への発注金額等を含めて、落札者決定基準に示す評価の視点に基づいて評価点を算出します。	6/27
87	様式集	様式 7-4	ウ	地域貢献	両市内企業への発注予定額	注記欄に「発注予定額の重複は認めない」とありますが、地元企業がJVの一員として元請企業となり、その地元企業が下請けとして他の地元企業へ発注する場合、地元発注額はどのようにカウントされるのでしょうか。	ご質問の場合、地元企業（元請け）の発注予定金額のみ、両市内企業への発注予定額として計上します。詳細は、修正する様式集を参照してください。	6/27
88	様式集	様式 7-4	ウ	地域貢献	両市内企業への発注予定額	「特に本店が両市内にある企業を重視する。」とありますが、具体的に両市以外企業と比べて両市内企業をどのように重視されるかご教示願います。	No.86の回答を参照してください。	6/27
89	様式集	様式 7-13	ア	プラントシステムの信頼性	同種施設の竣工実績数	様式中に、同種施設の竣工実績を記載する表がありますが、紙面の都合上、本紙には実績数を書くのみとし、設計・竣工期間、施設規模、発電設備能力は、別紙に記載することも可とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。 詳細は、修正する様式集を参照してください。	6/27

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問等の内容	回答	回答日
90	様式集	様式7-14	ア 長寿命化計画	維持管理計画(補修費)	評価のポイントに「運営業務期間終了後における維持管理計画(補修費)について、本施設を30年間使用することを前提とした上で、30年間の費用負担を削減するための優れた提案がなされているか。」とありますが、運営期間(1~20年)の補修費については、価格点にて評価されます。そのため、本項目は、運営期間終了後(21~30年)の補修費を削減するための提案を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問の評価の視点については、運営期間終了後(21~30年)の補修費を削減するための提案として、設計・建設期間、運営期間(1~20年)及び運営期間終了後(21~30年)の提案を記載してください。	6/27
91	様式集	様式7-18	ア エネルギー回収	余剰電力量	本様式は、「ごみの焼却により発生するエネルギーを効率よく回収できる施設」が大項目としてあります。様式の表中に、「その他由来」の発電電力量を記載する欄がありますが、どのような意図で本項目が記載され、どのように評価がなされるのかご教示願います。	「その他由来」とは、太陽光発電等の廃棄物発電以外の項目を想定して記載しており、余剰電力量を算出するための一項目として評価の参考とします。	6/27
92	様式集	様式7-18	ア エネルギー回収	余剰電力量	様式中の表に、廃棄物発電以外(その他由来)の発電電力量を記載する欄があります。ここに例えば化石燃料を使用して得た発電電力量を記載した場合、売電収入を含めたライフサイクルコストはマイナスとなるにも関わらず、配点の都合上総合的な評価は高くなる可能性があると考えます。これは、貴組合のコンセプトにある「経費を低減できる施設」や「ごみの焼却により発生するエネルギーを効率よく回収できる施設」と矛盾することにもなりかねないと考えます。化石燃料を使用して発電電力量を増加することは、評価の対象外とするなど、評価方法を見直していただけますよう、よろしくお願いいたします。	評価方法は、落札者決定基準に示すとおりとします。なお、事務局において、余剰電力量から売電収入相当額を算出し、この金額についても評価の参考とします。廃棄物発電以外(その他由来)への記載があった場合には、非価格要素審査における応募者ヒアリングにおいて、当該発電機の設置における検討状況や運営期間における稼働予定等の聞き取り等を行い、総合的に評価を行う予定です。	6/27
93	様式集	様式7-18	ア エネルギー回収	余剰電力量	様式7-18の表に記載の数値は、条件を揃えることを目的とし、ご指定のごみ量、ごみ質に対して、年間を通じて100%負荷運転を行った場合の電力量を記載することと理解してよろしいでしょうか。また、粗大ごみ処理施設については、年間処理量を4,493t/年とし、ごみ処理施設と同様100%負荷運転(1日5時間運転)を行った場合で算出するものとしてよろしいでしょうか。	電力量の算出に当たり、ごみ量及びごみ質は組合指定の値を条件としますが、運転日数や焼却負荷率は事業者提案とします。なお、様式6-10「運転計画等」と整合を図ってください。また、粗大ごみ処理施設については、年間処理量を4,493t/年とし、負荷率は事業者提案とします。詳細は、修正する様式集を参照してください。	6/27
94	様式集	様式7-19	ア 公害防止の対応	要監視基準値及び公害防止基準値を超えたときの対応	「要監視基準値及び公害防止基準値を超えたときの対策等」が問われていますが、これらの対応は要求水準書(第II編 運営業務編)のP.26~P.27にて既に定められております。本項目では、「要監視基準値及び公害防止基準値を超えないための対策等」が問われていると理解してよろしいでしょうか。	落札者決定基準のとおり、要監視基準値及び公害防止基準値を超えたときの対策等についても評価します。	6/27
95	様式集	様式7全般	(2) 非価格要素審査に関する提出書類	文字の大きさ	文字の大きさは11ポイント以上とありますが、図表に用いる文字の大きさは、読み取りができることを前提に適宜調整させていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、提出書類の作成要領のP.9の「3 記載要領(6)」も参照してください。	6/27

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
96	様式集	様式 8-11							SPC関連費用(事業収支表)	キャッシュフローは当該年度に発生する収入と支払で整理してよろしいでしょうか。例えば、法人税を実際に納付する年度と所得算定年度が異なる場合でも、所得算定年度に納付するものとして計上することと同一の考えです。	ご理解のとおりです。	6/27
97	提出書類の作成要領	6	2	(6)					事業提案書	「一般電気事業者から得た特別高圧の接続検討回答書も提出すること」とありますが、接続検討回答書の検討条件における最大受電電力と、事業提案書における最大受電電力が若干異なってもよろしいでしょうか。接続検討依頼後、詳細検討によっては最大受電電力が若干変わる可能性があります。	ご提案を認めます。	6/27
98	提出書類の作成要領	7	2	(6)	イ				非価格要素審査に関する提出書類	関心表明書を添付することは可能でしょうか。その場合、添付する資料は巻末にまとめる、又は別冊とするものでしょうか。	関心表明書を添付することを認めますが、その場合は別冊として提出してください。	6/27
99	基本協定書(案)	3	第4条	2					賠償額の予定	建設期間中のみ対応する協力企業がその後の運営期間(20年間)の間、直接関係ない運営事業会社と基本協定書第4条第2項に記載されるように連帯して違約金支払い義務を負うことは現実的に難しいと考えます。建設期間中のみ対応する協力企業の連帯責任は当該企業が事業に関わっている建設期間中のみ適用するものと考えさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、基本協定は、あくまで組合と企業グループとの関係を定めるものです。別途、内部負担割合に関する事業者同士の取り決めとして、協力企業が一定期間経過後一切負担を負わないことを定めることは差支えありません。	6/27
100	基本契約書(案)	3	第8条	2					契約保証金	運営保証対象額に相当する金額とは、運営業務委託契約の締結時に20年間分を差し入れるのではなく、業務の履行を保証する当該運営年度開始時に差し入れることも可能でしょうか。	基本契約書の定義集にあるとおり、運営保証対象額は、「運営期間中の後半10年間(令和16年度(2034年度)～令和25年度(2043年度))における運営業務委託費の一会計年度分に相当する額の100分の10に相当する金額」を言います。この額を契約時に差し入れていただければ足りります。	6/27
101	建設工事請負契約書(案)	11	第3章	第27条	3				基準日	変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、第1項の規定による請求のあった日を基準とし、との記述がございますが、基準日との比較対象となる日付は入札公告日との理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約締結時との比較となります。	6/27
102	建設工事請負契約書(案)	11	第3章	第27条	3				物価指数等	変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、第1項の規定による請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者で協議して定める。との記述がございますが、使用する指数について、国土交通省より公表されている建設工事費デフレーター等、一般的に確認することができる指数を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6/27
103	建設工事請負契約書(案)	13	第4章	第31条	1				著作権の利用等	受注者が納品する成果物等には、独自技術等の秘匿事項が多く含まれています。発注者様が公表や他者に見る際には、その内容について受注者へご確認いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、そのように対応いたします。もっとも、状況に応じ、ご要望にお応えしかねることはあり得ますので、あらかじめご了承ください。	6/27

ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和元年(2019年)6月27日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	回答日
104	建設工事請負契約書(案)	30	第9章	第69条	1				地域住民対応	受注者の責任において地域住民への工事実施計画等の説明を行う旨の記載がありますが、要求水準書第I編 設計・建設業務編 50頁(第1章 第12節 8.住民説明)のとおり、地域住民への説明は発注者が行い、受注者は発注者に協力する形が望ましいと考えます。記載内容の見直しをお願いいたします。	入札説明書P.4に記載のとおり、事業者が実施する業務に関連する近隣対応は、事業者の業務となります。要求水準書は、組合が行う近隣対応への協力を求める趣旨で記載されているものです。	6/27
105	運営業務委託契約書(案)	26	第9章	第63条	1				著作権の利用等	受注者が納品する成果物等には、独自技術等の秘匿事項が多く含まれています。発注者様が公表や他者に閲覧する際には、その内容について受注者へご確認いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、そのように対応いたします。もともと、状況に応じ、ご要望にお応えしかねることはあり得ますので、あらかじめご了承ください。	6/27